

## 令和4年度農地中間管理事業活動方針

担い手への農地集積8割を目指し、「農地中間管理機構による集積目標2,000ha」を達成するため、令和2年度に策定した「農地中間管理事業における集積3ヶ年計画」に基づき、以下の項目について重点的に取り組む。

令和4年度は、国会で関連法案が審議中の「人・農地など関連施策の見直し」を受け、実質化された「人・農地プラン」の実践に向けた取組みや、新規就農者への農地の確保等の新たな取組みなど、関係機関一体となって地域特性に合せた農地の集積・集約化を推進する。

### 1 実質化された「人・農地プラン」の実践による農地集積・集約化の推進

- ・ 市町村ごとに設置されている「農地集積推進チーム」の構成員として、プランの不足する情報を補完する等、実質化された「人・農地プラン」の実践を支援する。
- ・ 県が取り組む新たな支援策と連携しながら推進モデル地区を設置し、地区全体の農地を一括で機構が借受けて、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。

### 2 新たな農地の受皿の確保と集積・集約の推進

- ・ 農業法人協会と連携し会員法人に対する他制度からの切替えと口頭契約の解消を推進し、農地の集積・集約化を図る。
- ・ 公社が持つ農地の中間保有機能を活用し、新規就農者向けの農地の確保や認定研修機関が研修用農地とすることにより、将来の地域の担い手となる新規就農者への農地の貸し付けを推進する。

### 3 基盤整備実施地区における推進

- ・ 基盤整備実施地区では、市町村・農業委員会・JA・土地改良区・県等と連携し、受益地区全体と機構との一括契約を推進する。また、事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、機構集積協力金を活用する取組みを積極的に推進する。
- ・ 基盤整備実施地区における農地の集約化を進めるため、市町村等関係機関と連携して、地域営農法人の設立に向けた話し合い活動を支援する。

### 4 円滑化事業との統合一体化と他制度期間満了案件の切替え推進

- ・ 円滑化団体（JA）が保有する貸借農地については、出し手・受け手が引き続き安心して貸借を行うことができるよう、現場の実状に応じて農地中間管理事業への切替えを計画的に実施する。

- ・ 他制度で期間満了を迎える案件については、農地中間管理事業へ切替えを行うよう市町村への働き掛けを推進する。

## **5 中山間地域等における農地集積・集約化の展開**

- ・ 中山間地域では、農地の持続的利用を図るため、交付要件の緩和された機構集積協力金を最大限活用する。また、中山間地域等の遊休農地の解消を図るため、耕作放棄地解消事業を活用し、簡易な整備を行ったうえで、担い手へ農地を集積する。
- ・ 中山間地域では、樹園地の園内作業道の整備や機構関連事業等の小規模な基盤整備を契機とした農地集積・集約化の取組みを推進する。

## **6 重点・促進地区の継続的な支援**

- ・ これまでに設置した重点・促進地区において、農地集積専門員等が培ってきたノウハウを活かして、地域営農法人の設立を引き続き支援する。また、これまでに設立された地域営農法人に対しては、永続的な地域の受け皿となるよう経営安定の支援も引き続き行うとともに、更なる農地の集積・集約化を推進する。

## **7 幅広い利用者拡大のための広報活動の展開**

- ・ 出し手、受け手の立場に応じた農地中間管理事業のメリットを理解してもらうために相談会の開催や広報誌への掲載等を実施する。

## **8 農地バンクを軸とした貸借への対応**

- ・ 国会で関連法案が審議中の「人・農地など関連施策の見直し」により、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とすることとされており、見直された内容の周知を図るとともに、市町村・農業委員会・JA等関係機関と連携し、現場において確実に対応できるよう体制を整えていく。